

## 医療的ケア児等コーディネーターの配置について

## 1 背景（障害（児）福祉計画作成に係る国の基本指針からの抜粋）

## (1) 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を踏まえ、市町村は、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進することが必要である。

## (2) コーディネーターに求められる役割

コーディネーターは、医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担う必要がある。

## (3) コーディネーターに求められる人材

コーディネーターについては、医療的ケア児等に関するコーディネーターを養成する研修（※）を修了するとともに、必要に応じ相談支援従事者初任者研修を受講することが望ましい。

※ 東京都は、都内の事業所・自治体に所属する相談支援専門員、保健師等を対象に医療的ケア児コーディネーター養成研修を実施しており、区内では、5か所の事業所に研修修了者が在籍している（令和5年9月26日時点）。

事業所名	住所
あすか山訪問看護ステーション	神谷 1-13-10 KourtK3 1 階
あすか山訪問看護ステーション 赤羽支所	赤羽 1-41-5 AT エミネンス 202
王子神谷相談支援センター	王子 5-2-2-117
飛鳥晴山苑放課後等デイサービスさくら	豊島 3-20-2
つみき相談室	上十条 1-19-1

## 2 他区の配置状況（令和4年度末時点）

23区では、12区が医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置している。

配置済	12区	千代田区、中央区、新宿区、文京区、墨田区、江東区、品川区、世田谷区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区
検討中	9区	台東区、大田区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、練馬区、足立区
未検討	2区	港区、目黒区

### 3 北区の検討状況

北区では、国の基本指針を踏まえ、令和3年3月に策定した「第6期北区障害福祉計画・第2期北区障害児福祉計画」において、「令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する」ことを目標に掲げており、医療的ケア児等コーディネーターについて、令和6年度から配置できるように検討を進めている。

#### (1) 主な役割

##### ① 相談業務

医療的ケア児等からの各種相談に対し、電話やメール、面接、訪問など総合的に対応するとともに、障害福祉サービス事業所や医療機関、学校、保育園等の情報を積極的に収集し、必要なサービス等につなげる。

##### ② 基盤整備業務

自立支援協議会に参加し、情報提供及び意見提案を行うほか、基幹相談支援センターと連携し、区内相談支援事業者等とのネットワークの構築や人材育成の支援に努める。

#### (2) 配置方法

区職員の場合、人事異動により業務の継続性や安定性が確保できないことから、民間事業所への委託を最優先に検討している。

#### (3) 配置人数

東京都医療的ケア児コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の専門職を「医療的ケア児等コーディネーター」として少なくとも1名配置する。